GPA に関する規則

(目的)

第1条 学生に対するきめ細かな指導と厳正な成績評価を期すために GPA を導入する。

(活用)

第2条 GPA は、学生に対する個別の学修指導、奨学金や授業料免除対象者の選定基準などに活用する。

(算出対象科目)

第3条 GPA の算出対象科目は、学則別表 (1) の授業科目とする。不合格になった授業 科目を翌年度以降に再履修して合格した場合は、当該科目に新しい GP を付与する。

(表示)

- 第4条 GPA は成績通知表に表示する。
 - 2 前項の GPA は、前期 GPA、後期 GPA、年間 GPA および通算 GPA とする。

(算出方法)

- 第5条 GPは、成績評点を基に算出する。
 - 2 GPと GPA は以下のように計算する。

GP=(成績評点-55) /10 (ただし、GP<0.5 は GP=0.0 とする)

GPA= (GP×当該科目の単位数) の総和/履修総単位数

附則 この規則は平成25年4月1日より施行する。